

とやまジビエ需要拡大事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県では、イノシシ等による農作物被害防止対策の1つとして、捕獲の強化に取り組んでいる。捕獲した命を無駄にせず、中山間地の地域資源として有効活用するため、飲食店や処理加工業者等と連携し、安全で良質な「とやまジビエ」のブランディングを推進するとともに、食のイベントなどを通じて、消費者に普及・PRすることでジビエ利用の拡大を図ってきた。

こうした中で、イノシシのジビエ利用率は約2割まで増加し、全国でも高い水準となった一方で、依然として多くの個体が埋設や焼却処分されていることから、捕獲から消費の各段階での対策や、未利用部分を余すことなく活用する対策を重点的に講じることで、県内外において、さらなる「とやまジビエ※」の需要拡大を推進する。

※とやまジビエとは、富山県内で捕獲されたイノシシ等を「富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」に準拠して処理した食用となる野生鳥獣肉のこと。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 とやまジビエ需要拡大事業業務委託
- (2) 業務内容 仕様書（別紙）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月19日まで
- (4) 委託費上限額 金550万円（消費税及び地方消費税を含む）
上記委託費上限額は、契約時の予定額を示すものではない。

3 プロポーザル参加資格及び条件

本プロポーザルの参加資格者は次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打合せ（Web会議システムを含む）等ができる体制がとれる者。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制及び優れた企画立案能力を有している者。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

4 プロポーザルの参加申込み及び質問・回答

- (1) プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）をメールにて、令和7年5月9日（金）17時までに提出すること。
(必ず電話で着信の確認を行うこと。)
- (2) 質問は、令和7年5月9日（金）17時までにメールにて受付。
(様式は任意とし、電話及び口頭による質問は受付ない。)
- (3) 回答は、令和7年5月15日（木）17時までに、全ての参加者に電子メール及び県ホームページにより通知する。

(4) 申込（質問）方法及び申込（質問）先

①提出方法 メールによる。

②提出先

<宛先> 富山県農林水産部 農村振興課 中山間農業振興係

<件名> 【応募】 とやまジビエ需要拡大事業業務委託

【質問】 とやまジビエ需要拡大事業業務委託

<本文> 担当者を必ず記載（会社名、役職、氏名、E-mail アドレス等）

<アドレス> anosonshinko@pref.toyama.lg.jp

送信した後に、必ず、確認の電話をすること。

TEL (076) 444-9011

③受け付けない質問事項

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

5 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加の申込みを行った業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 次の①～④の書類のPDF データをメールにて提出すること。

イ 参加業者1社につき、1案の提出とすること。

ウ 提出書類等は、すべてA4版に統一すること。

エ ①～③の書類の様式は、任意とする。

①企画提案書：事業内容、スケジュール、工夫点などを具体的に記載すること。

②経費見積書：本要領2の（4）の金額の範囲内で、積み上げて記載すること。

③業務の実施体制

④会社概要及び近年の業務実績がわかるもの（様式2）

(2) 留意事項

- ア 提出書類の作成及び今回の応募に係る一切の費用はすべて参加者の負担とする。
- イ 提出書類の返却は行わない。
- ウ 提出書類の差替え及び再提出は原則認めない。
- エ 次に掲げる場合については提案を無効とする。
 - ・ 所定の期限及び方法で、提出書類を提出しなかった場合。
 - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合。
 - ・ 1社1案を超えて提出したもの。

(3) 提出期限 令和7年5月21日(水)17時必着

(4) 提出方法及び提出先

①提出方法 メールによる。

②提出先

<宛先> 富山県農林水産部 農村振興課 中山間農業振興係

<件名> 【企画提案書】 とやまジビエ需要拡大事業業務委託

<本文> 担当者を必ず記載（会社名、役職、氏名、E-mail アドレス等）

<アドレス> anosonshinko@pref.toyama.lg.jp

送信した後に、必ず、確認の電話をすること。

TEL (076) 444-9011

6 契約候補者選定方法

(1) プレゼンテーション

次のとおり、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

①日時: 令和7年6月4日(水)午後

※詳細な時間は参加者へ後日個別に連絡する。

②場所: 富山県民会館(予定)

③進め方

- ・ プレゼンテーションは、参加申込み順で実施する。
- ・ 他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・ 所要時間: 1社あたり30分程度(説明20分、質疑応答10分)を想定しているが、参加者数によっては変更となる場合がある。
- ・ 出席者: 1社あたり2名までとする。
- ・ 説明方法: 提出書類①～③を使って説明すること。

(2) 審査方法及び審査基準

ア 契約候補者は審査員による審査を経て選定する。

イ 提出書類①～③及びプレゼンテーションの内容を、以下の基準に基づき審査する。

項目	内容
実施体制	事業を円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有しているか
提案内容	事業の趣旨に沿っているか
	実現性の高い内容であるか

	スケジュールは適切であるか
	効果的に実施するための独自の提案、工夫がなされているか
事業費	経費の内訳が妥当なものとなっているか

(3) 選定方法

- ア 全審査員の合計点の最も高い業者を委託業者として選定する。
- イ 全審査員の合計点在同一の場合は、審査員の協議により委託業者を決定する。
- ウ 参加者が1社の場合、全審査員の合計点が最低基準（満点の50%）を満たす場合、委託業者として選定する。

(4) 採否の通知

プロポーザルの審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知します。なお、決定経緯や決定理由等に関する問い合わせには応じない。

7 契約の方法等

- (1) 選定された業者と県は、提出書類①～③の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い最終的な仕様を確定し、双方合意のうえ、契約を締結する。
- (2) したがって、締結する契約書に添付する仕様書は、委託業務の内容が追加・変更される場合がある。
- (3) 業務遂行に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い、遂行するものとする。

8 提出先・問合せ先

富山県農林水産部 農村振興課 中山間農業振興係
〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル（4F）
TEL：076-444-9011
FAX：076-444-4427

とやまジビエ 需要拡大事業業務委託仕様書

1 趣旨

富山県では、イノシシ等による農作物被害防止対策の1つとして、捕獲の強化に取り組んでいる。捕獲した命を無駄にせず、中山間地の地域資源として有効活用するため、飲食店や処理加工業者等と連携し、安全で良質な「とやまジビエ」のブランディングを推進するとともに、食のイベントなどを通じて、消費者に普及・PRすることでジビエ利用の拡大を図ってきた。

こうした中で、イノシシのジビエ利用率は約2割まで増加し、全国でも高い水準となった一方で、依然として多くの個体が埋設や焼却処分されていることから、捕獲から消費の各段階での対策や、未利用部分を余すことなく活用する対策を重点的に講じることで、県内外において、さらなる「とやまジビエ※」の需要拡大を推進する。

※ とやまジビエとは、富山県内で捕獲されたイノシシ等を「富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」に準拠して処理した食用となる野生鳥獣肉のこと



2 委託業務の内容

(1) とやまジビエのブランディングに向けた活動

- ①協議会などの狩猟者や処理加工施設、飲食店、栄養士が相互に連携できる仕組み作り
- ②「衛生管理の向上」や「食の安全・安心の向上」、「未利用個体・部位の活用促進」などにつながる取組みの実施
- ③ジビエ利用に適した個体の施設への搬入を促進する取組みを通じた捕獲者の育成

(2) 捕獲・処理加工・供給・消費が一体となったイベント作り

- ・処理加工施設が近傍にある地域において、地元の関係機関（狩猟者、処理加工施設、飲食店、市町、団体等）が連携し、ジビエの地産地消の拡大に向けた食のイベントを企画・開催する。

【参考】各市町鳥獣被害防止計画、県ホームページ（豚熱陰性のイノシシ肉の出荷に取り組む処理施設事業 <https://www.pref.toyama.jp/1605/kurashi/saikatsu/shokuseikatsu/kj00012862/kj00012862-009-01.html>）

(3) 食のイベントのPRによる消費拡大

- ①一定期間「とやまジビエ」を提供するイベントと併せて、アンケートなどによる、ジビエの消費動向調査（住所、年齢、性別、食べた飲食店及びメニュー等）を実施
- ②県が提供するイノシシの栄養成分分析結果を踏まえたイベントの開催や出展により、消費者にとやまジビエの魅力をPR、アンケート調査を実施
- ③未利用部位（骨や皮など）の活用についてイベント等で消費者にPR
- ④全国的な食品展への出展に向けた検討

【参考】2025年3月には、みどりの食料システムEXPO「ジビエ利活用・鳥獣被害対策展」とFOODEX JAPANが同時開催

(4) 食育を通じたジビエ振興

- ①食に係わる専門分野（調理師など）の学校を対象とした狩猟知識の講義やジビエの調理実習などの出前講座を開催し、若手料理人へのジビエの理解促進を図る。
- ②学校給食導入に向けた「課題の解決策」や「モデル校の設定」などを検討
- ③学校給食導入に向け、食育に関わる「学校教諭等」を対象とした狩猟知識の講義やジビエの調理などの講座を開催し、関係者に理解を深める

(5) SNS等を活用した情報発信

既存ホームページやSNS等を活用した効果的な情報発信により、消費拡大を図る。(Facebook、インスタグラムのアカウントは取得済)。

3 成果物

- (1) 業務完了後、実績報告書及び調査に係るデータや写真・動画データを収録した記録媒体（DVD等）を提出する。
- (2) 委託業務により製作したPR資材、データ、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。

4 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、下記の県のホームページに掲載されている過年度に作成したジビエのPR資材（ガイドブック、レシピブック、調理動画等）を活用することは可能とする。
<https://www.pref.toyama.jp/1605/kurashi/seikatsu/shokuseikatsu/kj00012862/index.html>
- (2) 不特定多数の者を対象としたポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は委託費の対象外とし、本業務の実施に必要な場合は、事前に県と協議すること。
- (3) 本業務における製作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (4) 本業務の実施にあたり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ対応すること。